

生物多様性ふくおか指標（仮称）検討委員会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、生物多様性ふくおか指標（仮称）検討委員会運営要領第5条の規定に基づき、生物多様性ふくおか指標（仮称）検討委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、原則として会議開催日の5日前までに、電子メール、はがき又はファクシミリ（FAX）に住所及び氏名を記入し、事務局あてに申し込まねばならない。
- (2) 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、上記（1）により受け付けた者とし、傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- (3) 傍聴人には、電子メール、はがき又はファクシミリ（FAX）により傍聴整理票（様式第1号）を交付する。
- (4) 傍聴人は、会議の開催の5分前までに、受付に傍聴整理票及び本人であることを証するものを提示し、係員の指示に従い入場する。
- (5) 傍聴人が定数に達しない場合は、当日の受け付けも行うこととし、会議の開催前までに受付を行った傍聴希望者につき、先着順に傍聴人を決定する。

3 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、あらかじめ委員長が定める。

4 入場の制限

次の各号に該当する場合は、入場できないものとする。

- (1) 傍聴席が満席のとき。
- (2) 会議が非公開で開催されるとき。

5 入場の禁止

次の各号に該当する者は、入場を禁止する。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器、火気、旗、プラカード、拡声器等会議の妨害となる恐れがあるものを携帯している者
- (3) その他会議を妨害する恐れがある者

6 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れてはならないこと。
- (2) 発言、拍手等により議事に対する賛否を表明してはならないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしてはならないこと。
- (4) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (5) 他の傍聴人の迷惑となる行為をしてはならないこと。
- (6) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、委員長が認めた場合にはこの限りでない。
- (7) 会議が非公開に切り替えられたときは、退場しなければならないこと。
- (8) 上記(1)～(7)のほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

7 会議の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するにあたっては、委員長の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴人が上記6の事項を遵守しないときは、委員長は必要な措置を命じることができる。
- (3) 傍聴人が委員長の指示又は命令に従わないときは、委員長は、その傍聴人に対し退場を命じることができる。

8 委任

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員長が決定するものとする。

附 則

この要領は平成24年9月14日から施行する。